

平成 16 年度以降のし尿処理業合理化事業
に関する提言書

(写)

平成 16 年 1 月 27 日

岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会

平成16年1月27日

岡山市長 萩原誠司様

岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会

委員長 奥田節夫

平成16年度以降のし尿処理業合理化事業に関する提言書

平成16年度以降のし尿処理業合理化事業について、岡山市と協同組合岡山市環境整備協会に対する意見聴取を実施し、これを踏まえて審議検討した結果を、市民の代表としての立場から次のとおり提言します。

平成16年度以降のし尿処理業合理化事業に関する提言書

1. 合理化事業を実施することの妥当性について

- ・合理化事業を実施することにより、許可業者による収集体制を安定的に確保しようとする市の政策判断は、直営体制に切り替える場合と比較して、市及び市民のコスト負担を軽減させることができるという点で、一定の評価ができる。ただし、合特法は損失補償請求権を認めたものではないことについて最高裁判所の判断が下されていることを、市当局は再確認しておくべきである。
- ・収集体制の安定化を図るために将来的な課題としては、包括外部監査報告書の指摘にもあるように、個々の業者の自主性を尊重しつつ、一部の業者の撤退も含めて、許可業者の集約化を図ることも検討すべきである。

2. 金銭ではなく代替業務を提供することの妥当性について

- ・代替業務の活用により、新たな分野で知識や経験を積むことができ、また、技術開発を触発することも期待できるので、「転業支援」のための手段としては金銭支援よりも有効な方法と考えられる。
- ・新たな支出を伴う金銭支援よりも、もともと民間委託する業務を代替業務として活用する方が市の財政負担の軽減につながるという市の判断は、市の財政状況を考えると一定の合理性がある。もっとも、個々の委託業務の価格について、適正かつ厳格な算定がなされることが当然の前提である。

3. 減車を確保すべきことについて

- ・平成11年の暫定減車の二の舞にならないように、今回の許可更新に当たっては、適正な台数のみを許可するという断固たる姿勢を、厳格に貫くべきである。
- ・計画期間内の減車についても、違約金条項を定め、あるいは許可の取消し等の方法により、確実に減車がなされる仕組みを確保すべきである。

4. 平成16年度以降の代替業務の内容について

- ・平成16年度以降の代替業務の内容については、毎年、対象業者と確認書を交わすべきである。
- ・固液分離業務と中継輸送業務の取扱いについては、その過去の位置づけは今後の当委員会の審議の中で明らかにする必要があるが、来年度以降は、両業務とも代替業務であることを明確に確認した上で委託すべきである。

5. 1台当たりの代替業務提供額の妥当性について

- ・1台当たりの支援額の確定基準が存在しない中で、市が国土交通省の補償基準を拠り所として算定したことについては、やむを得ない面があるが、許可事業というものの性格から考えると、補償基準をそのまま適用することには疑問がある。
- また、①業者ごとの個別の事情を考慮することなく標準的な補償項目をすべて盛り込むことがベストな手法と言えるのかどうか、②計画的に転業させるという計画の趣旨から考えると、30日の余裕もなく解雇するということがあり得るのかどうか甚だ疑問であり、解雇予告手当の項目については削除すべきではないか、③現実に従業員が解雇された場合に離職者補償相当額が当該従業員に支払われることを市は確認するのかどうか、等の疑問が払拭できない。また、下水道の普及により、し尿処理業に影響が生じることは当初より予測されていたことであり、その影響への対処は本来、業者の経営努力によりなされるべきであることが基本であることを考慮すると、1台当たり4,860万円にも上る支援額を設定することは、到底容認できるものではない。支援額の引き下げに向けて、市当局に善処を求める。
- ・廃車1台当たりの代替業務提供額を一定の額に限定しているが、金銭支援と異なり、業務委託の場合に当該一定の額通りに委託することは困難であり、過不足が生じた場合の清算の方法についても、きちんとしたルールを作つておくべきである。

6. 事業の評価について

- ・合理化事業の趣旨は、計画的に転業を支援することであり、そのために代替業務を提供するというのであるから、「提供して終わり」というのではなく、市は、毎年、代替業務が業者の転業にどのように活かされているかについて実態を把握すべきである。また、対象業者は、代替業務及びこれによる利益をどのように転業に役立てたかについて、財務書類とともに毎年、市に報告すべきである。これらを踏まえ、合理化事業の効果について市は評価した上で、我々市民に対して公開し、説明すべきである。そしてその内容を合理化事業にフィードバックして、制度改善に努めるべきである。

7. 最後に

- ・市町村と業者の間のみで協議され、実施されることの多い合理化事業について、このようにオープンな場で議論し、明確な基準を定めて実施しようとすることは、画期的なことではあるが当然のことでもある。市民の前で審議したからにはこれが形だけのものに終わってはならないのであり、市民の納得が得られる事業内容にすべきである。合理化事業の内容がより適正なものになるように、市と業者は協力して弛まざる努力をすべきである。